

別紙 13 大沢野生涯学習センター維持管理委託仕様書一式

No.	名称
1	自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書
2	消防設備保守点検業務委託仕様書
3	防火対象物点検業務委託仕様書
4	雪囲い業務委託仕様書

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託仕様書

富山市（以下「発注者」といいます。）と受託業者（以下「受注者」といいます。）とは、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり仕様を定めるものとします。

なお、本仕様の履行細目は別紙「保安管理業務の細目及び基準（以下「細目・基準書」といいます。）」に基づくものとします。

（対象電気工作物の概要）

第1条 対象電気工作物の概要は次のとおりとします。

- | | | | |
|-----------------|----------------|---------|-----------|
| (1) 事業場の名称 | 富山市大沢野生涯学習センター | | |
| (2) 事業場の所在地 | 富山県富山市高内365 | | |
| (3) 需要設備 | | | |
| 設備容量 | 700 キロボルトアンペア | 受電電圧 | 6,600 ボルト |
| （発電所発電機定格容量分含む） | | | |
| (4) 非常用予備発電装置 | | | |
| 発電機定格容量 | 55 キロボルトアンペア | 発電機定格電圧 | 220 ボルト |
| (5) 発電所 | | | |
| 発電所出力 | — キロワット | 発電機定格電圧 | — ボルト |
| 発電機定格容量 | — キロボルトアンペア | 原動機の種類 | — |
| (6) 配電線路 | | 電 圧 | — ボルト |
| (7) 業務実施期間 | | | |

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（委託業務の内容）

第2条 受注者が実施する保安管理業務は、次項を除き次に掲げるものとし、その細目及び具体的基準は、発注者の保安規程及び細目・基準書に定めるところによるものとします。

- (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検及び測定・試験を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について発注者に必要な指導又は助言を行うこと。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、事故・故障の状況に応じて臨時に点検（以下「臨時点検」といいます。）を行い、応急措置の指導及び事故原因の調査に協力し、再発防止について、とるべき措置を指導又は助言し、必要に応じて、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類及び図面について、その作成手続きの指導を行うこと。
- (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指導又は助言を行うこと。
- (6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指導又は助言を行うこと。

2. 前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、発注者は点検及び測定・試験の全部又は一部を、発注者の責任及び負担において行うものとします。これに関し、発注者は実施について受注者に連絡し、受注者は指導又は助言を行うこととします。また、発注者は受注者にその結果の記録を提示するものとし、受注者は必要な指導又は助言ができるものとします。

- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する設備。消防用設備、ボイラーその他機器、昇降機及び昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
- (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生場所、酸素欠乏危険場所、放射線管理区域等に設置された機器等
- (6) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 情報管理、衛生管理、機密管理等の事由で、受注者が立ち入りできない場所に設置された機器等
- (8) 発電装置の原動機及び非常用予備電源の蓄電池並びにそれらの付属装置等

3. 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとします。

(点検の周期と監視装置)

第3条 第2条第1項に定める受注者が定例的に行う点検内容は、発注者の保安規程及び細目・基準書によるものとし、点検の周期は次のとおりとします。

ただし、年次点検には月次点検が含まれます。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 月次点検 | 1か月1回 |
| (2) 年次点検 | 毎年1回 |
| (3) 臨時点検 | 必要の都度 |

2. 発注者の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、受注者が設置する装置は次のとおりとします。なお、監視装置は、常に正常に稼動するように受注者の責任の下にメンテナンスを行います。

監視装置 (—)

(連絡責任者等)

第4条 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この保安管理業務の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとします。

2. 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとします。
3. 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとします。
4. 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。
5. 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第一種電気工事士又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者をあてるものとします。

(相互の協力及び義務)

第5条 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が指導、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとします。

2. 発注者は、受注者が行う点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとします。
3. 受注者は、業務を誠実に行うものとします。

(保安業務担当者の資格等)

第6条 受注者は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」といいます。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。

2. 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、発注者の求めに応じ提示することとします。
3. 保安業務担当者は、保安管理業務を自ら実施するものとし、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」といいます。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
4. 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。
5. 受注者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者にお知らせするものとし、発注者は面接等により本人の確認を行うこととします。
なお、保安業務担当者並びに保安業務従事者の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様にします。

(記録の保存)

第7条 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者が内容を確認し、発注者受注者双方において保安規程に定める期間保存するものとします。

(所定就業時間以外の手数料)

第8条 受注者は発注者の都合により、第2条第1項第1号に掲げる業務を受注者の所定就業時間以外の時間に行ったとき及び同条同項第1号から第3号以外の業務を実施する場合の手数料は、別に受注者の定める規定によりその都度算定するものとします。

(業務の一部の引渡し及び業務委託料の支払い)

第9条 発注者は履行期間中、受注者から次のとおり業務の一部完了部分について引き渡しを受け、検査に合格したときは、業務委託料の一部を支払うものとします。

履行期間	業務引き渡し時期	支払時期	備考
各月分(4~3月分)	各月月末日以降速やかに	検査合格後、請求を受けてから30日以内	各月分の内容は「月次点検」・「年次点検(10月のみ)」・「臨時点検(必要の都度のみ)」とする。

保安管理業務の細目及び基準

I. 保安管理業務の細目

1. 相互の通知

(1) 発注者は、次に掲げる場合は、その具体的内容をただちに受注者に通知するものとします。

- ① 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ② 低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」といいます。）を設置しており、絶縁監視装置が警報を発した場合
- ③ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- ④ 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
- ⑤ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域等を変更する場合
- ⑥ 相続等により権利義務の承継があった場合
- ⑦ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」といいます。）以外の者が高压電気設備に近接して、作業を行おうとする場合
- ⑧ 電気事業法第 107 条第 3 項に基づく立入検査を受ける場合
- ⑨ 電気工作物の保安に関する書類を所管官庁に提出する場合
- ⑩ 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は訓練を行う場合
- ⑪ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
- ⑫ 代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合
- ⑬ 電気事業者との契約電力を変更する場合
- ⑭ その他電気工作物の保安に関し、必要な場合

(2) 受注者は、次の事項を発注者に通知するものとします。

- ① 受注者の執務時間内における受注者への連絡方法
- ② 受注者の執務時間外における受注者への連絡方法
- ③ その他必要な事項

2. 危険物のある場合等の通知

発注者は、爆発性、可燃性及びその他の危険物質等を貯蔵し、又は取扱う場合、又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく受注者に通知するものとします。

3. 実施日程等

- (1) 受注者は、自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（以下「契約書」といいます。）第 2 条第 1 項第 1 号に定める業務を、原則として平日の受注者の執務時間に実施するものとし、あらかじめ発注者に対して実施予定日を通知するものとします。
- (2) 発注者は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとします。
- (3) 年次点検等の実施において、電気事業者の自家用需要家引込用分岐開閉器の開閉操作をする必要がある場合、電気事業者に対する手続きは、受注者が行うことができるものとします。

4. 事業場内の立入り等

受注者は、保安管理業務を行うため、必要に応じて発注者の事業場内に立ち入ることができるものとします。この場合において、受注者は、発注者の服務規律を尊重するものとします。

5. 記録の確認等

受注者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、発注者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとします。

6. 絶縁監視装置等を設置する場合

発注者、受注者協議のうえ、絶縁監視装置等を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 受注者が所有する絶縁監視装置等は、受注者が発注者の事業場に設置するものとします。
- (2) 発注者は、絶縁監視装置等を設置する場所の提供、電灯配線など既存の施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (3) 絶縁監視装置等及び設置工事に要する費用は、原則として受注者の負担によるものとします。
- (4) 絶縁監視装置等の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとします。
- (5) 発注者は、絶縁監視装置等を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。
- (6) 絶縁監視装置の警報を、発注者の加入電話回線を利用して、受注者の事業所に自動通報する場合の電話料は、発注者が負担するものとします。

7. 絶縁監視装置等の撤去

受注者は、次のいずれかに該当する場合は、発注者、受注者協議のうえ、絶縁監視装置等を撤去するものとします。

- (1) 絶縁監視装置の設置が不適当な電気工作物となった場合、又は絶縁監視装置等による監視が不能となった場合
- (2) 契約の解除又は契約が失効した場合

8. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の確認

受注者は、契約書第1条に掲げる電気工作物が「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）2.（1）」に掲げる、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかを、年次点検等において確認を行うこととします。

9. 備品等の整備

発注者は、受注者と協議のうえ、発注者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとします。

10. 契約の発効

この契約に伴い、新たに電気事業法施行規則第52条第2項に定める外部委託承認を受ける場合は、有効期限にかかわらず承認日をもってその効力を生じるものとします。

11. 契約の消滅

この契約は、次のいずれかに該当する場合には、消滅するものとします。

ただし、本条の履行にあたっては、契約の失効に該当する場合を除き、発注者は、電気事業法第43条第1項又は第2項の規定を遵守するものとします。

- (1) 契約の解除
- (2) 契約の失効
- (3) 契約期間の満了

12. 電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

(1) 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、発注者受注者協議のうえ、発注者は速やかに改修するものとします。

(2) 前項の不安全施設の改修に要する費用は、発注者が負担するものとします。

(3) 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検及び測定・試験を実施しないことがあります。

(4) 受注者は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができるものとします。

13. 合意管轄

発注者及び受注者は、この契約に関する紛争解決について、富山地方裁判所又は、受注者が選択する受注者の事業所の所在地を管轄する地方裁判所を、管轄裁判所とすることに合意します。

II. 点検及び測定・試験の基準等

1. 定期点検

定期的な電気工作物の点検及び測定・試験は、原則として発注者の保安規程に定める定期点検について行うものとします。

定期点検は、あらかじめ定期的に予定し、次のとおり行うものとします。

- (1) 月次点検； 定められた点検周期に基づき、発注者又はその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったかの問診を行い、通常の運転状態にある電気工作物について、目視点検のほか計測器測定により点検を行う。
- (2) 年次点検； 電気工作物を維持するために、原則として年1回停電し、目視点検及び計測器により点検し、設備ごとの個別機能を検査する。ただし、停電できない場合は、無停電で目視点検に併せて計測器により、設備の総合機能を点検する。なおこの場合は、3年に1回停電して点検を行う。

2. 臨時点検

電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ点検及び測定・試験を行うものとします。

なお、電気事故その他前項の場合において、受注者が行う応急措置（送電停止、電気工作物の切り離し等）の指導は、発注者又は電気事業者の通知に基づいて、電話連絡又は保安業務担当者等の派遣により行います。この場合、発注者は、受注者が応急措置の指導を行うために必要とする電気事故の発生箇所、異常の状況その他の情報を、的確に受注者に連絡するものとします。

3. 立入検査の立会

所管官庁が電気事業法第107条第3項に基づいて行う立入検査には、その都度発注者の通知に基づいて、受注者が保安業務担当者等を派遣して立会うものとします。

4. 設計の審査

工事の設計審査は、発注者の通知を受けて、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合、不適合について、その都度行うものとします。

5. 工事中の点検

工事中の点検は、原則として発注者の保安規程に定める工事中の点検について行うものとし、発注者の通知を受けて毎週1回行い、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合状況及び施工状況を確認し、指導又は助言を行うものとします。

6. 竣工検査

竣工検査は、原則として発注者の保安規程に定める竣工検査について、発注者と受注者が協議のうえ、実施するものとします。なお、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合状況及び施工状況を確認し、指導又は助言を行うものとします。

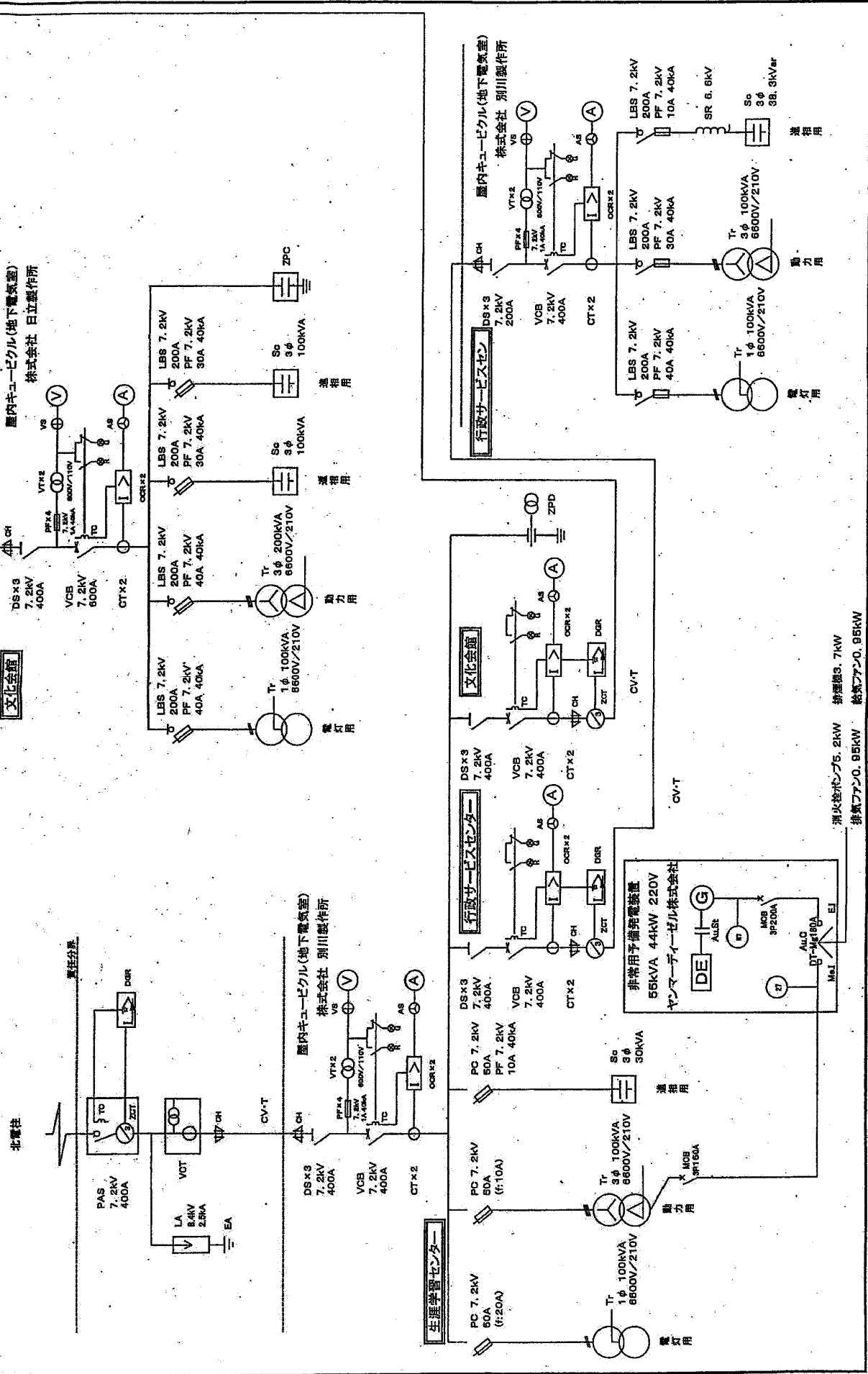
7. 絶縁監視装置を設置している場合

受注者が、発注者に絶縁監視装置を設置している場合は、「絶縁監視装置の性能・保守点検及び警報発生時の応動に関する説明書」により適切に対処します。

なお、受注者は警報発生時の受信の記録を3年間保存します。

以上

単線結線図



排気ポンプ5.2kW 排気ファン0.95kW
排気ファン0.95kW

仕 様 書

この仕様書は、富山市大沢野生涯学習センターにおける消防設備保守点検業務委託について、必要な事項を定める。

- 1 件 名 大沢野生涯学習センター消防設備保守点検業務委託
- 2 履行場所 富山市 高内 地内 大沢野生涯学習センター
- 3 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 設備内容
 - ・ 消火器具
 - ・ 屋内消火栓設備
 - ・ 自動火災報知設備
 - ・ 非常警報器具及び設備
 - ・ 避難器具
 - ・ 誘導灯
 - ・ 排煙設備
 - ・ 非常電源（自家発電設備）
 - ・ 非常電源（蓄電池設備）
 - ・ 防排煙制御設備
 - ・ 非常照明
- 5 点検内容
 - ・ 総合点検（機器点検含む） 1回
 - ・ 機器点検 1回
- 6 保守点検回数・時期 上記の工程を年2回（7～9月、2～3月）に分けて実施する。
- 7 業務の一部の引渡し及び業務委託料の支払いについて
発注者は履行期間中、受注者から次のとおり業務の一部完了部分について引き渡しを受け、検査に合格したときは、業務委託料の一部を支払うものとする。

履行期間	業務引き渡し時期	支払時期
7月～9月保守点検分 (機器点検)	9月30日以降速やかに(上記にかかわらず機器点検結果は作業後速やかに)	検査合格後、請求を受けてから30日以内
2～3月保守点検分 (総合点検(機器点検含む))	3月31日以降速やかに(上記にかかわらず総合点検結果は作業後速やかに)	同上

仕 様 書

この仕様書は、富山市大沢野生涯学習センターにおける防火対象物点検業務委託について、必要な事項を定める。

- 1 件 名 大沢野生涯学習センター防火対象物点検業務委託
- 2 履行場所 富山市 高内 地内 大沢野生涯学習センター
- 3 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 委託事項 消防法第八条の二の二第1項に定める点検業務
- 5 点検内容
 - ・ 防火管理者を選任しているか
 - ・ 消火、通報、避難訓練を実施しているか
 - ・ 避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか
 - ・ 防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか
 - ・ カーテン等の防火対象物品に防火性能を有する旨の表示が付けられているか
 - ・ 消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか
 - ・ 防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持、その他火災の予防上必要な事項
- 6 点検実施回数・時期 上記の工程を年1回(2~3月)実施する。
- 7 業務の引渡し及び業務委託料の支払いについて

発注者は履行を完了したとき、受注者から次のとおり業務の引き渡しを受け、検査に合格したときは、業務委託料を支払うものとする。

履行期間	業務引き渡し時期	支払時期
4~3月間に年1回(2~3月)点検分	業務完了後速やかに	検査合格後、請求を受けてから30日以内

以上

仕 様 書

この仕様書は、富山市大沢野生涯学習センターにおける樹木（ツゲ）雪囲い業務委託について、必要な事項を定める。

- 1 件 名 雪囲い業務委託
- 2 履行場所 富山市 高内 地内 富山市大沢野生涯学習センター
- 3 履行期間 令和元年11月26日～令和2年3月19日
- 4 委託内容
 - ・資材は受託者において準備すること
 - ・雪囲い対象部分は別紙参照

雪囲い対象部分

